

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 2 7 日

各 都 道 府 県 税 務 担 当 課 } 御 中
各 都 道 府 県 市 区 町 村 担 当 課 }

総務省自治税務局企画課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限の延長について

令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定されたところであり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためには、多くの人が集まる場所での感染の危険性を減らすことが重要です。

本日、国税庁より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、別紙のとおり、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和 2 年 4 月 16 日（木）まで延長する旨の発表がされましたので、お知らせいたします。

地方税においては、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 5 の 2 の規定により災害その他やむを得ない理由で、地方税法又はこれに基づく条例に定めている申告、申請、請求その他の書類の提出期限又は納付納入期限までにこれらの行為をすることができないと認められるときは、これらの期限を延長することができることとされておりあります。各地方団体において、適切に運営されるようお願いいたします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

(連絡先)

総務省自治税務局企画課

担当：卯田係長、松本事務官

電話：03-5253-5658

FAX：03-5253-5659